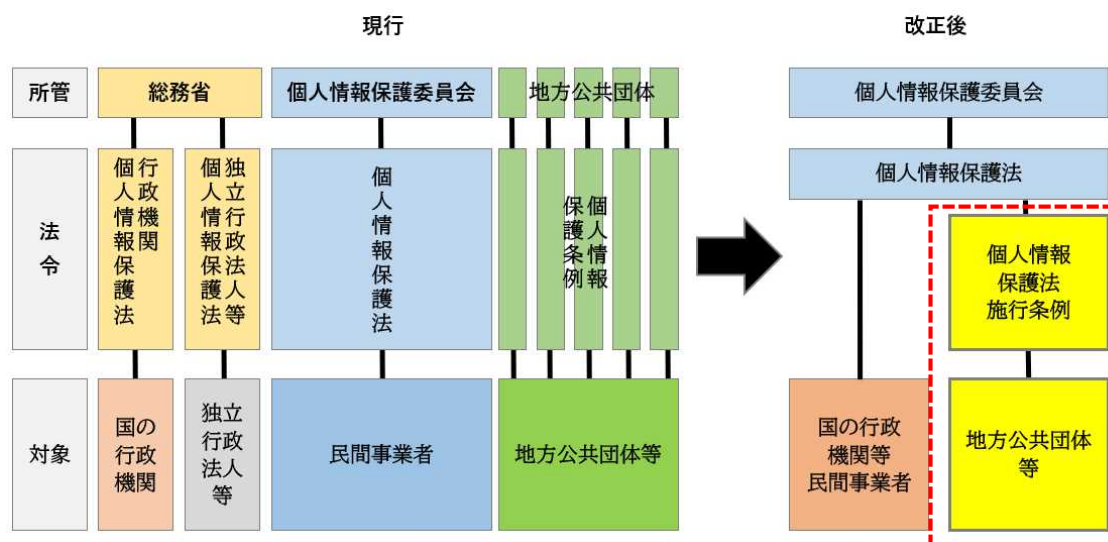


日野市個人情報保護法施行条例(骨子案)

1 趣旨

令和3年(2021年)5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)が改正(以下「改正法」という。)されました。この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体それぞれで異なる規律が適用されていたものが、改正法に統合され、全国的な共通ルールとなります。

このことから、日野市においても改正法の適用を受けることとなるため、現行の日野市個人情報保護条例(平成9年条例第10号。以下「現行条例」という。)を廃止した上で、日野市個人情報保護法施行条例(以下「新条例」という。)を制定し、改正法の施行のために必要な事項を定めます。



2 現行条例からの主な変更点

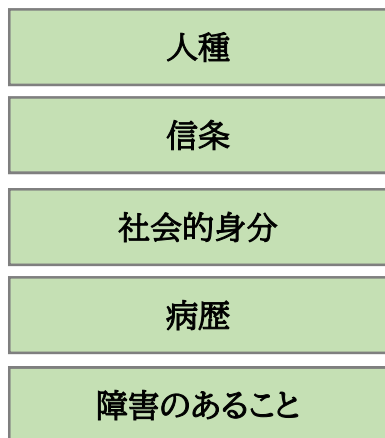
(1) 条例要配慮個人情報の設定

日野市では、令和4年度中にパートナーシップ制度の導入が予定されています。

これに伴い、日野市男女平等基本条例が改正され、男女平等という言葉に「多様な性のあり方」を含めて定義づける予定であることから、「性的指向や性自認」を条例要配慮個人情報として定めます。

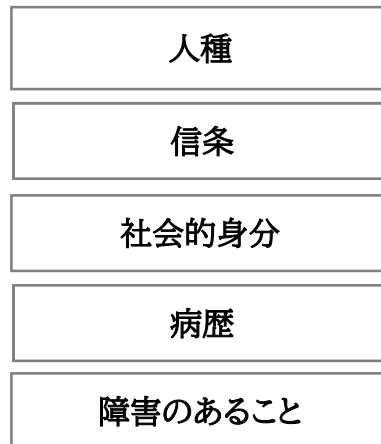
条例要配慮個人情報とは、
地域の特性その他の事情に応じて、不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを指します。

改正法における要配慮個人情報

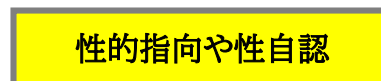


など

日野市における要配慮個人情報



など



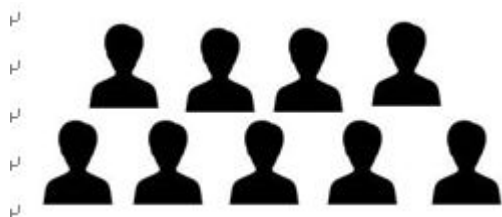
(2) 個人情報利用状況の公表

改正法では、市の個人情報の利用状況について、国の機関と同様に「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することを定めています。これに伴い、現在同様の役割を担っている「個人情報取扱事務届出書」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更します。

また、改正法で作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿は、その対象者1,000人以上の場合ですが、市では1,000人未満の個人情報ファイル簿についても作成し、公表するよう定めます。

○改正法(全国共通)

【対象者が1,000人以上の個人情報ファイル】→個人情報ファイル簿を作成・公表



○日野市独自

【対象者が**1,000人未満**の個人情報ファイル】→個人情報ファイル簿を**作成・公表**

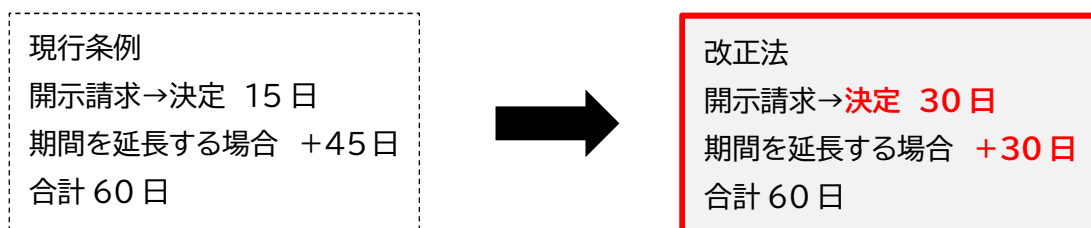
※作成することで個人が特定される等の場合は除く



(3)開示決定等の期限

現行条例では、保有個人情報開示請求があった日から開示決定等までを15日間、その延長を最大で45日間の合計60日間と定めています。

改正法では保有個人情報開示請求があった日から開示決定等まで30日間、その延長を最大で30日間の合計60日間と定められているため、このような取扱いに変更します。

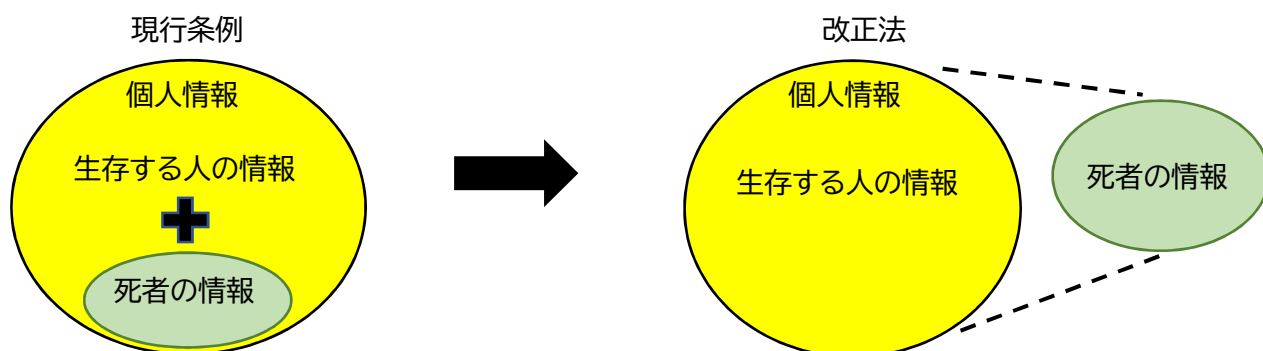


(4)死者の情報の取扱いについて

改正法では、個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と定めています。

現行条例においては死者の情報も個人情報の定義に含まれますが、今後は、死者の情報が個人情報の定義から外れることとなります。

ただし、請求者の個人情報と判断できる死者の情報については、開示請求制度にて開示等を行います。



3 現行条例と同様の取扱いをするものについて

(1)開示請求等に係る手数料

現行条例同様に、開示請求を行う際の手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は実費がかかります。

4 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1)パブリックコメントの実施 | 令和4年9月1日～9月30日 |
| (2)パブリックコメントの意見集約・公表 | 令和4年10月 |
| (3)市議会への条例議案の上程 | 令和4年12月 |
| (4)条例の施行 | 令和5年4月 |

5 参考資料

- (1)個人情報保護制度改正概要(個人情報保護委員会作成資料)
- (2)日野市個人情報保護条例(現行条例)